

香川働き方改革フォーラム 2020

働き方改革 関連法セミナー



令和3年4月1日から中小企業にも適用される
「同一労働同一賃金」について
社会保険労務士が実務上のポイントを解説します!!

パソコン
スマホで
視聴できます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、香川県HPでの動画配信により行います。

お申し込み不要

配信期間

10.26 (月)

~ 11.8 (日)

プログラム

講演 (45分)

「中小企業の同一労働同一賃金」
~ やっていただきたい3つのこと ~

講師 仲井京子 氏

行政からのお知らせ (10分)

※フォーラムにご参加していただいた方からのご意見を集約しております。
コンテンツ内のアンケートにご協力ください。

●下記QRコードまたはURLよりアクセスしてご覧ください。

https://www.pref.kagawa.lg.jp/content/dir6/dir6_1/dir6_1_4/wlpc9s200821173714.shtml



講師



仲井京子氏

経歴 ——— 平成13年9月 仲井京子社会保険労務士事務所設立
平成18年4月 有限会社e-team設立
現在、3S(整理・整頓・清掃)にてペーパーレス事務所を実現、徹底3Sによる業務の効率化により同じスタッフ数、労働時間で顧客数を約2倍に。オフィスの3S、業務改善の企業支援も行っています。

講師歴 ——— 香川県労働局 賃金退職金セミナー(社員参加の人事考課)
香川県商工労働部(ワークライフバランス出前講座)

主催 ——— 香川県/香川労働局/香川働き方改革推進会議/香川働き方改革推進支援センター

働き方改革関連法セミナー
に関するお問い合わせ窓口

香川県労働政策課 ☎ 087-832-3366 ✉ rosei@pref.kagawa.lg.jp

香川県からのお知らせ

○働き方改革推進アドバイザーをご活用ください!

県内中小企業等に働き方改革を推進するためのアドバイザーを派遣し、働き方改革に関する制度の説明や取組み事例の紹介、各種認証制度の紹介を行う等、企業等における働き方改革を支援します。

○かがわ働き方改革推進宣言企業を募集しています!

香川県内の企業などにおける働き方改革の気運を高めていくことを目的に「かがわ働き方改革推進宣言」を行う企業等を募集しています。

【申請資格】県内に本店、支店、支社、営業所などが所在し、県内において事業活動を行う常時雇用労働者を有する企業等

【申請方法】所定の様式に必要事項を記入し、必要書類を添えて、香川県商工労働部労働政策課に申請

詳しくは、かがわーくネットをご覧ください。

<https://www.pref.kagawa.lg.jp/rosei/fukushi/mark-koufu.html#declaration>



「香川労働局」からのお知らせ

パートタイム・有期雇用労働法については、令和2年4月1日から施行され、令和3年4月1日から中小企業等にも適用されます。『パート・有期労働ポータルサイト』を活用して、自社の非正規労働者の処遇改善に向けての点検を行い、不合理な待遇解消に取り組んでみませんか?本サイトでは解説動画も配信しています。

『パート・有期労働ポータルサイト』(<https://part-tanjikan.mhlw.go.jp/>)



○自社の取組状況をチェックする!! ➡ 「パートタイム・有期雇用労働法対応状況チェックツール」

○各種手当、福利厚生、教育訓練、賞与、基本給について点検・検討する!! ➡ 「不合理な待遇解消のための点検・検討マニュアル」

【その他 働き方改革関連ページ・サイト】

○働き方改革特設サイト (<https://www.mhlw.go.jp/hatarakikata/>)

○同一労働同一賃金特集ページ (<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000144972.html>)

○働き方・休み方改善ポータルサイト (<https://work-holiday.mhlw.go.jp/>)

○働き方改革に関する取組みの相談窓口として、下記「香川働き方改革推進支援センター」をご利用下さい。📞

「香川働き方改革推進支援センター」からのお知らせ

「香川働き方改革推進支援センター」では、働き方改革に関する雇用管理改善などの課題に対応するため、労務管理等に関する専門家による相談対応、セミナー等の開催を行っています。

具体的には・・・長時間労働の是正に向けた取組み、勤務シフトの見直しによる業務改善、非正規雇用労働者の処遇改善(同一労働同一賃金の実現)、人手不足の解消に向けた雇用管理改善、長時間労働の是正や賃上げに活用できる助成金制度のご紹介などのご相談に懇切丁寧に対応いたします!!

○所在地 : 香川県高松市番町2丁目2番2号 高松商工会議所会館5F(香川県経営者協会内)

○開設時間: 平日 午前9時～午後5時 (土・日・祝日・12月29日～1月3日を除く)

○連絡先 : 電話 0800-888-4691(着信者払い)

※詳細は香川働き方改革推進支援センターHP(http://kagawakeikyo.jp/workstyle_reforms.html)をご覧ください。

